

栃木県那須郡那珂川町事後審査型条件付き一般競争入札共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

平成31・32年度的那珂川町建設工事入札参加資格申請書を提出した者のうち、次の各号の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那珂川町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 那珂川町建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされているもの者又は民事再生法の再生手続開始の申立がなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 競争入札参加手続等

(1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするための確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

① 入札参加申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）
- ・配付は、ホームページからのダウンロードを原則とし、総務課窓口での配付は行わない。

那珂川町ホームページ <http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/>

② 入札参加申請書の提出

提出先：〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地 那珂川町役場 総務課 管財係

提出方法：持参又は郵送による。（入札参加申請書受付期限までに必着）

(2) 受付期限までに入札参加申請書を提出した者は、原則として、当該入札に参加できるものとする。

3 設計図書

(1) 原則閲覧とする。

なお、電子媒体等へのデータ提供については、事前に工事所管課まで問合せすること。

(2) 閲覧の場所：那珂川町役場 各工事所管課

4 現場説明会：行わない。

5 入札方法

(1) 入札は郵便入札によるものとし、持参によるものは認めない。

(2) 郵送方法は、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」のいずれかによる。

(3) 宛先は、〒324-0699 馬頭郵便局留置 那珂川町役場 総務課 管財係とする。

※「留置」郵便に関する詳細については、到着期日等を含め、事前に馬頭郵便局に確認すること。

(4) 郵送する封筒は、町の指定様式を使用すること。

(5) 指定された到着期限までに、馬頭郵便局必着のこと。

(6) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、那珂川町財務規則、那珂川町建設工事等執行規則、那珂川町建設工事請負契約書等を順守するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。

(7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算し

た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、平成31年4月1日以降の契約で、平成31年10月1日以降の引渡しとなる工事の場合は、「100分の8」を「100分の10」、「108分の100」を「110分の100」に読み替えるものとする。

(8) 入札者は提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(9) 入札回数は1回とする。

(10) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合において、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする可能性がある。

6 開札の立会

(1) 立会人は、入札参加申請の受付順に番号を付し、抽選等により2人を選定する。

(2) 選定された立会人には、開札日前日までに連絡（電話又はFAX）する。

7 積算内訳書

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

(2) 積算内訳書は、入札書を提出する際に同封すること。

8 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提供又は金融機関もしくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

① 確認申請書類

ア. 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書

イ. 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認資料

② 確認申請書類の配付等

アの配付は、ホームページからのダウンロードを原則とし、総務課窓口での配付は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）の提出を求められた日から起算して2日以内（「那珂川町の休日」を定める条例）に規定する休日を除く。）とする。

② 提出場所：那珂川町 総務課 管財係

③ 提出方法：持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認申請書等が提出された日から起算して2日以内（「那珂川町の休日定める条例」に規定する休日を除く。）に通知する。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（「那珂川町の休日定める条例」に規定する休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- (5) 落札候補者が提出期限内に（1）に定める確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

10 請負契約書作成：要する。

11 前金払

- (1) 請負代金額が500万円以上の工事（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が500万円以上の工事）については前金払を請求できる。ただし、前払金は一会計年度につき3億円を限度とする。

12 契約条項を示す場所

契約書及び入札を定めている那珂川町建設工事等執行規則等については、次の場所において閲覧できる。

場所：那珂川町 総務課 管財係

13 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者が行った入札。
 - ② 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札。
 - ③ 入札書の金額を訂正した入札。
 - ④ 代表者の記名押印がない入札。
 - ⑤ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - ⑥ 入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき。
 - ⑦ 同一の封筒に2枚以上の入札書を入れた入札。
 - ⑧ 一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便以外で郵送された入札。
 - ⑨ 指定された様式以外の封筒を使用した入札。
 - ⑩ 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について、積算内訳書が同封されていない入札。
 - ⑪ 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札。
 - ⑫ 封筒に記載の案件名又は差出人名と同封された入札書の案件名又は入札者名が相違する入札。
 - ⑬ 封筒に案件名又は差出人名が記載されていない入札。
 - ⑭ 入札書が到着期限日を過ぎて到着した入札。
 - ⑮ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 入札参加申請書を提出した者であっても、入札時点で指名停止期間中である者など、第1項及び入札公告の第2項に掲げる資格のない者の行った入札は無効とする。

14 同価入札

最低価格入札者が2者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、入札参加資格の審査を実施し、入札参加資格が認められた後、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

15 配置技術者（専任の場合）

- (1) 監理技術者とは、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講

習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持しているものとする。

- (2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加申請書提出日現在で3か月以上雇用していることをいう。

- (3) 入札参加申請書に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

16 配置技術者（専任を要しない場合）

- (1) 1件の請負金額が2,500万円未満の工事（建築一式工事については、5,000万円未満）では、技術者の専任配置は必要としないが、本工事に配置できる技術者は、他工事に専任となっていないとともに、本町発注工事の手持ち工事が本工事を含めて3件以内となるような者を配置すること。
- (2) 配置する技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
- (3) 入札参加申請書に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

17 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の適正な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。
- (2) 本町では、現場代理人についても、工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

18 その他

- (1) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ① 下請施工を必要とする場合は、可能な限り那珂川町内の業者へ発注するよう努めること。
 - ② 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り那珂川町内の業者へ発注するよう努めること。